

福島市告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、児童福祉法第21条の5の25第1項第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年2月2日

福島市長 馬場 雄基

No.	事業者 名称	事業所 名称	廃止年月日	サービスの種類	事業所番号
	事業者 住所	事業所 住所			
1	くるみドリーム株式会社	来未ドリームキッズ	令和8年1月31日	児童発達支援	0750100414
	福島市野田町字相沢2番地の2	福島市鎌田字西2-1 レジデンス21 101			